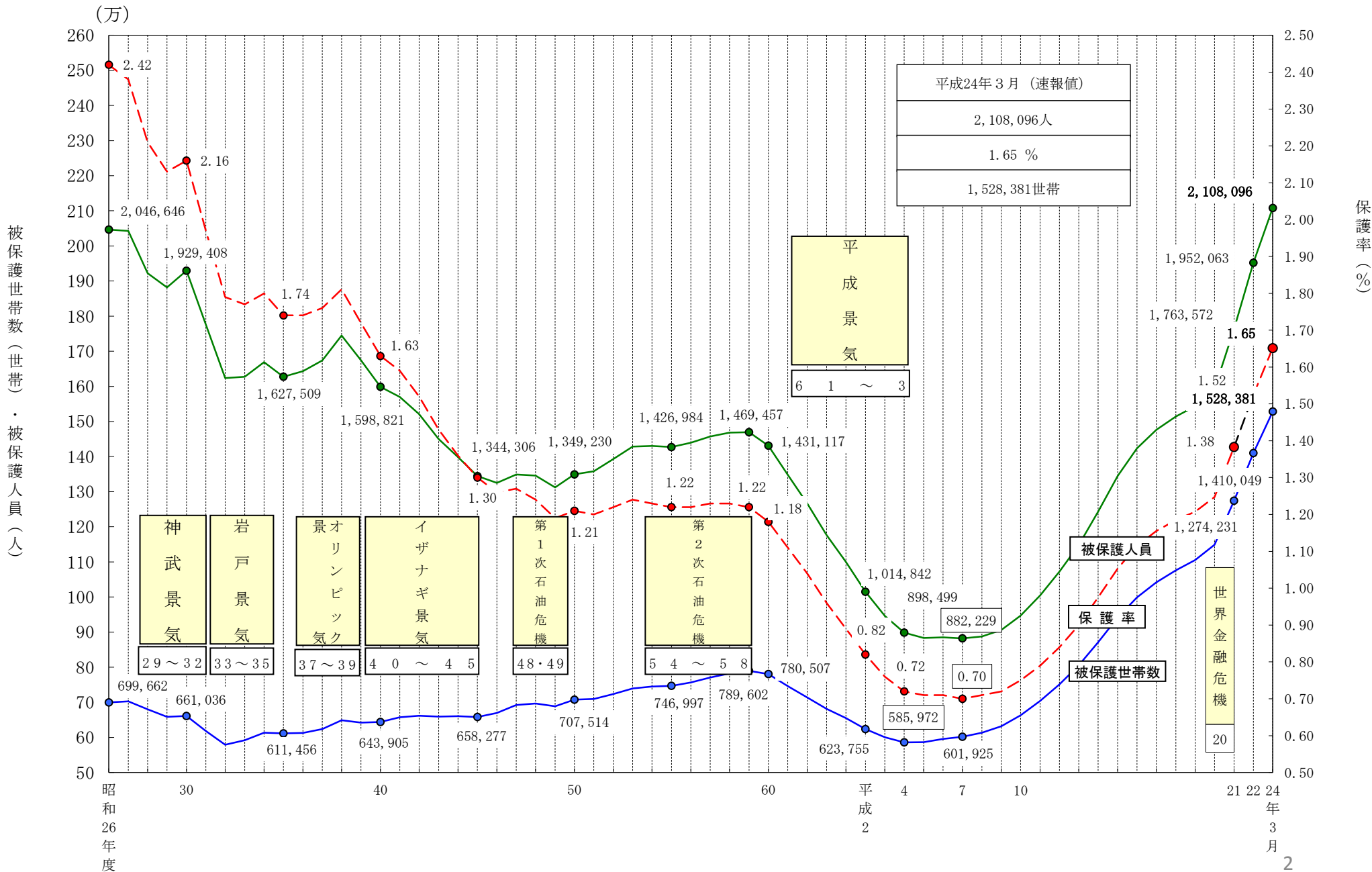


生活保護等について

平成24年7月5日

厚生労働省社会・援護局

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

◆10年前(平成12年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	750,181 (100)	341,196 (45.5)	63,126 (8.4)	290,620 (38.7)	55,240 (7.4)
世帯保護率(%)	1.65	4.39	10.61	0.93	

◆現在(平成22年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	1,405,281 (100)	603,540 (42.9)	108,794 (7.7)	465,540 (33.1)	227,407 (16.2)
世帯保護率(%)	2.89	5.91	15.37	1.84	

約4倍増

世帯類型の定義

高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上的の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯: 上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち

20～29歳が6.2%

50歳以上が33.1%

(平成22年)

就労支援の現状について

- 就労支援員は、就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、ハローワーク等への同行訪問、履歴書の書き方等の就労支援を実施している。
(就労支援員等数：平成23年4月1, 526人⇒平成24年4月現在1, 887人)
- 就労支援の実施による財政効果も高い状況で推移している。

就労支援プログラムの実施状況(平成22年度)

	対象者数	就労・増収者数
①「福祉から就労」支援事業におけるチーム支援	17,230	9,921 (就労・増収率：57.6%)
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	54,493	17,451 (就労・増収率：32.0%)
③福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	16,908	4,091 (就労・増収率：24.2%)

※ ①は、職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。

就労支援員による就労支援の財政効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
予算執行額(人件費等)(A)	約16.7億円	約19.6億円	約27.5億円
効果額(B)	約45.9億円	約49.4億円	約58.2億円
(B) - (A)	約29.2億円	約29.8億円	約30.7億円
(参考)有効求人倍率	0.77	0.45	0.56

住宅手当制度(～平成24年度末)について

住宅手当制度の概要

離職により住まいを失った方等が住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給。

➤ 支給対象者

平成19年10月以降に離職した方であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある方

➤ 支給要件

以下のように生活保護より柔軟な要件を設定し、離職者が直ちに生活保護に至らないことを意図して設定。

①収入要件:月収約13.8万円未満(単身世帯)。(2人世帯は17.2万円以下、3人世帯は24.2万円未満)

※ 金額は東京都区の場合であって、地域により異なる

②資産要件:預貯金50万円以下の方(単身世帯)。(複数世帯は100万円以下の方)

③就職活動要件:受給中、ハローワークでの月1回以上の職業相談や週1回以上求人先への応募 等

➤ 支給額

単身世帯:21,300円～53,700円 複数世帯:27,700円～69,800円

➤ 支給期間

最長6か月間(就職活動要件を誠実に実施している場合はさらに3か月延長可能(最長9か月間))

住宅手当制度の実績及び課題

○支給決定件数:109,959件(平成21年10月～平成24年3月。延長決定分を含む)

○住宅手当受給者の常用就職(※)率:37%

(※)期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

○住宅手当受給終了後に生活保護へ移行した者の割合:21.4%

生活保護法における事務監査の実施について

国

- ①都道府県・指定都市に対し、管内福祉事務所に行っている監査・指導の状況等に関する監査を実施。
- ②各都道府県・指定都市管内の一部の福祉事務所については、直接監査を実施。

【監査内容】

- ・都道府県・指定都市の指導状況
- ・保護の動向
- ・実施体制の状況
- ・ケースワーカーの訪問調査等の活動状況
- ・債権管理の状況
- ・個別ケース記録の検討による実施状況の検証 等

※この他、特定の問題がある等の福祉事務所について、随時特別監査を実施。

監査(①)

監査(②)

都道府県・指定都市

管内の全福祉事務所(国が監査するものを除く。)に対し、監査を実施。

【監査内容】

- ・保護の動向
- ・実施体制の状況
- ・ケースワーカーの訪問調査等の活動状況
- ・債権管理の状況
- ・個別ケース記録の検討による実施状況の検証 等

監査

福祉事務所